

立替払をした。

(借) 回収券立替金	600,000	(貸) 預金	600,000
------------	---------	--------	---------

取引 スタンプ会へ立替金と、回収手数料を請求し、本日入金した。

(借) 預金	654,000	(貸) 回収券立替金	600,000
		受取回収手数料	50,000
		仮受消費税等	4,000

### (3) 組合発行スタンプ券の仕訳例

取引 スタンプ券の印刷代を支払った。

(借) スタンプ券 印刷費	100,000	(貸) 預金	108,000
仮払消費税等	80,000		

取引 組合員へ、スタンプ券を販売した。

(借) 預金	756,000	(貸) スタンプ券売上	700,000
		仮受消費税等	56,000

取引 組合員から商品と引換済みのスタンプ券が持ち込まれたので支払をした。

(借) スタンプ券 引換費	540,000	(貸) 預金	583,200
仮払消費税等	43,200		

取引 決算になったので、未交換スタンプ券の引換えに要する額を法人税基本通達2-2-11により未払金に計上し、前期分を戻し入れた。

(借) スタンプ券引換	360,000	(貸) スタンプ券引換	360,000
(借) 未払金	350,000	(貸) 未払金	350,000

取引 スタンプ券の在庫を貯蔵品とした。

(借) 貯蔵品	20,000	(貸) スタンプ券印刷費	20,000
---------	--------	--------------	--------

### (4) 消費税の取扱い

① 組合がスタンプ券を発行し、組合員に販売した場合は、組合の課税売上になる。

② 組合員が組合から購入するスタンプ券の代金は、組合員の課税仕入になる。

③ 組合員が顧客の買上げ額に応じてスタンプ券を無償で交付することは、資産の譲渡に該当しない。

④ 収集スタンプを持参した顧客に組合員の店が商品と引換えを行うのは、組合員の課税売上になる。

⑤ 組合が組合員へ回収スタンプ代金を支払うとき、組合の課税仕入になる。

⑥ 組合が直接顧客の収集スタンプと商品を引き換える場合は、その商品の購入代金が課税仕入になる。

⑦ 組合がスタンプ券を発行する時に、法人税法の規定による預り金処理を行った場合は、組合員から収集スタンプを回収したとき、課税売上とすることができる。

この場合には、発行事業年度の翌期首から3年を経過した日の属する事業年度終了の時に、引換未了のスタンプ券について、法人税法上の収益に計上するとともに、その時点で役務の提供があったものとして、課税売上になる。

⑧ 収集スタンプ券を持参した顧客に、組合が、商品券又は金銭と引き換えるときは、組合には課税仕入は生じない。

### (5) ポイントサービス事業の方法

組合が、ポイントカードを発行する事業であり、コンピュータによる管理を行っている。

スタンプ券発行は、コンピュータ管理を行わないため、通常、スタンプ券発行時収益計上の方法を行っているが、ポイントカードはコンピュータ管理を行っているため、ポイントカード引換時収益計上の方法をすることができる。

### (6) ポイントカード引換時収益計上の仕訳

① 客が加盟店から商品を購入する。……ポイントカードに点数を入力する。

② 月末に加盟店より当月発行ポイント数により組合へ入金する。  
組合員の仕訳

### サービス・インフォメーション

通話無料

- ①商品に関するご照会・お申込みのご依頼  
TEL 0120 (203) 694／FAX 0120 (302) 640
- ②ご住所・ご名義等各種変更のご連絡  
TEL 0120 (203) 696／FAX 0120 (202) 974
- ③請求・お支払いに関するご照会・ご要望  
TEL 0120 (203) 695／FAX 0120 (202) 973

- フリーダイヤル(TEL)の受付時間は、土・日・祝日を除く  
9:00～17:30です。
- FAXは24時間受け付けておりますので、あわせてご利用ください。

---

### 改訂版 解説 中小企業等協同組合会計基準

---

平成28年9月15日 初版発行

編 者 全国中小企業団体中央会

発行者 田 中 英 弥

発行所 第一法規株式会社  
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
ホームページ <http://www.daiichihioki.co.jp/>

---

解説中小会計改 ISBN 978-4-474-05281-9 C2034 (1)

© 2016, 全国中小企業団体中央会. Printed in Japan